

## 電子入札運営部会規程

### (目的)

第1条 電子入札等システム(以下「システム」という。)の共同開発・運営に当たり、相互に協力し円滑な実施を図るため、広島県市町村電子自治体推進協議会規約第11条第5項の規定に基づき、電子入札運営部会規程(以下「部会規程」という。)を定める。

### (事業)

第2条 電子入札運営部会(以下「部会」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) システムの開発・運営に関する事項の協議・決定
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項の実施

### (運営部会への参加及び脱退)

第3条 部会に参加を希望する団体は広島県市町村電子自治体推進協議会会長(以下「会長」という。)に参加申込書を提出するものとする。

2 部会から脱退する参加団体は、退会申請書を提出し部会の承認を得なければならない。

### (部会長)

第4条 部会長は会長が指名する。

2 部会長は部会を総括する。

### (部会)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び実施報告
- (2) 費用負担方法の決定
- (3) 部会規程の改正
- (4) 部会からの脱退の承認
- (5) その他部会の運営及びシステムの利用・運営に関する重要な事項

3 部会は、参加団体の過半数の出席により成立する。

4 部会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 部会長は、急務を要する事項又は軽易な事項については、書面を送付して賛否を求め、部会に代えることができる。

### (費用負担の原則)

第6条 事業の実施に要する経費は、すべての参加団体が、その利用実態等に応じて公

平に負担することを基本として、その負担方法を定めるものとする。

- 2 参加団体が参画時に負担すべき経費を、先行して運用する参加団体が負担した場合、後発参加団体も応分の負担をすることを基本として、負担方法を定めるものとする。

#### (ワーキンググループ)

第7条 部会長は、必要に応じて、その補助機関として部会長が指名する部会員で構成するワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

- 2 WGにグループリーダーを置き、部会長が指名する。
- 3 WGの運営方法については、部会長と協議の上グループリーダーが定める。

#### (事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は部会長が所属する団体に置く。

#### (事業年度)

第9条 部会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (その他)

第10条 本規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。